

平成 24 年度組織機構及び職員定数調整方針

1 基本的な考え方

- (1) 平成 24 年度は「みえ県民力ビジョン（仮称）」がスタートする年度であり、ビジョンを的確に推進することが必要となる。一方で、行財政運営にかかる現状は厳しく、様々な課題があるなか、「人づくりの改革」、「財政運営の改革」、「仕組みの改革」に取り組む、自立した地域経営の実現をめざしていくこととしている。
- (2) こうした状況の中で、平成 24 年度組織機構及び職員定数調整については、「平成 24 年度当初予算調製方針」も踏まえつつ、総職員数の縮減を図り、県民からわかりやすく簡素で効率的・効果的な体制のもと、「みえ県民力ビジョン（仮称）」が着実に推進できるよう、以下により行う。

2 組織機構

- (1) 平成 24 年度の組織体制については、以下の視点で、本庁における部局編成の見直しなど必要な見直しを行う。
 - ① 「みえ県民力ビジョン（仮称）」を着実に推進できる組織体制の構築
 - ② 県民からわかりやすい、簡素で効率的・効果的な組織体制の構築
- (2) 現状の組織運営のあり方についても、検証・検討を行い、必要に応じて、見直しを図る。

3 職員定数

- (1) 組織の見直しや民間活力の有効活用など行財政改革による業務減に伴う定数については、削減することを基本とする。
- (2) 「みえ県民力ビジョン（仮称）」の推進にあたり、行政経営資源を効率的かつ効果的に活用するため、職員定数についても、全庁的に選択と集中を図るものとする。
- (3) 各部局においては、平成 23 年度に配分された定数から上記(1)による定数削減分及び平成 23 年度限りとして配置している定数を除いた範囲で、新たな行政需要への対応や業務の平準化などについて、主体的に定数調整を行うものとする。
- (4) 平成 24 年度定数調整は、上記(1)から(3)により行うこととするが、県と市町等との役割分担の見直しや国の動向による影響、大規模風水害に伴う災害復旧事業の状況等を見極め、より簡素で効率的・効果的な体制の確保、事務事業の効果的な推進の観点から必要がある場合には、所要の調整を行う。